主 文

本件上告を棄却する。

理 由

被告人本人の上告趣意は、ひつきよう、裁判の延期を求めるものであり、弁護人中山信一郎の上告趣意は、量刑不当の主張であつて、いずれも刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり決定する。

昭和四九年九月九日

最高裁判所第二小法廷

判官	邑]	原	昌		男
判官	小	١	Ш	信		雄
判官	大		塚	喜	_	郎
判官	吉	Ī	田			豊